

形象埴輪の配置と復原される葬送儀礼(下)

—埼玉瓦塚古墳の場合を中心に—

若松良一・日高慎

1. はじめに

瓦塚古墳出土の形象埴輪は組成が豊かで、配置の復原が可能なことから、その学術的な価値が極めて高い。その詳細な報告はすでに埼玉古墳群発掘調査報告書の第4集と第7集になされているが、両報告分の資料同士が接合する可能性が考えられた。このため、われわれは資料の再検討に着手し、遺漏を補って、瓦塚古墳の形象埴輪群の全貌を明らかにすることに努めてきた。幸い、前号までに残りのすべての個体の実測図を公表することができ、所期の目標を果たすことができた。その結果、瓦塚古墳の西側中堤に配置されていた形象埴輪群は、家形埴輪4棟、人物埴輪26体、馬形埴輪6体、水鳥形埴輪2体、犬形埴輪2体、鹿形埴輪1体、太刀形埴輪3個、盾形埴輪5個からなる極めて大規模なものであることが明らかとなった。また、これらは出土状態を元にした配置復原によって、儀式を司るグループA群、3棟の家と弾琴を中心とした音楽グループB群、1棟の寄棟造りの家を極めて厳重に警護するグループC群、そして狩の場と馬列からなるグループD群によって成り立っているものと考えられた。

形象埴輪研究の究極の目標は形象埴輪のひとつひとつが、そして全体がどのような意味を持っているのかを解明することにあると言って誤りないだろう。しかし、このもの言わぬ群像から真実を引き出すことは容易ではない。方法としては遺物自体の徹底した観察と比較研究が原点である。微視的な見地では時間的な変化と地域的な偏差を明らかにし、巨視的にはそれらを貫く普遍性は何かを究明する必要がある。この段階で、人物埴輪の所作やいでたちについて、そして、それらが全体として示す儀式なり儀礼の内容が何なのか、解釈を迫られることになる。それは現代に生きる我々とは大いに異なった宗教観や死生観の支配する古代社会におけるセレモニーであったとみなしなければならない。さまざまな呪術にあふれ、習俗も異なる古代人の眼で真実を読み解くためには、わずかながら残された古代史料と中世、近世史料であっても古代を色濃く残すような儀礼や習俗を記録した史料に通暁し、民俗学の成果も十分に参酌しなければならない。この難題の前に、われわれは非力ではあるが、少しずつ真実に近づけるように努力を重ねていきたい。本稿では、女性像、動物埴輪、武人像などについて検討を加え、葬送儀礼の復原に一步を踏み出してみたい。

(若松良一)

2. 女子像と巫女像について

女子像は人物埴輪の中でも出現が最も早く、終焉まで製作され続けた(註1)。また、奈良県勢野茶臼山古墳の例(第4図1参照)が示すように、古墳に1体しか人物埴輪が立てられていない場合

に、それが女子像であることは、女子像が必要不可欠であったことを示すものであろう(註2)。瓦塚古墳からも7体の女子像が出土しているが、彼女たちはどのような役割を与えられていたのだろうか。われわれは一応、A群の3体(鈴鏡を腰に下げた女子、両手を突き出す女子、そして呪具を握る女子)を儀式を司るグループとみた。このうち完形品は両手を突き出す女子のみであるが、胴部以上の残る呪具を握る女子を含めて、服装の表現が簡略であり、いわゆる意須比のような祭服や襷の表現がみられない。B群の座像と推定される女子像も同様であり、破片資料ながら踊る3体の女子像の中にも特別な服装表現が見当たらない。このことは瓦塚古墳の女子像がはたして巫女像にあたるのかどうかを判断する上で重要な論点となって来よう。それは巫女像が服装によって規定されてきた考古学史があるからである。

(1) 女子像の服装について

第1図から第3図は日本各地から出土した女子像のうち代表的なものを集成した図である。このうち3は古く奈良県貝吹黄金山から出土した資料で、その右肩から左脇にかけて着用した特殊な衣服表現は高橋健自が古墳時代の服飾研究に用い、袈裟衣と呼んだ歴史をもっている(註3)。その研究を発展的に受け継いだ後藤守一は、女子の服飾のうち特に祭祀に関わる巫女が着用したもので、和名類聚抄にいう意須比にあたるものと考えた(註4)。おすいは襲であり、上に重ね着るものである。しかし、伊勢神宮の式年遷宮の折に神官が左肩から右脇にかけて用いる幅三寸ほどの肩襷である明巾は、この意須比の伝統を引くものであろうから、意須比を特別な祭時に巫覡が着用する祭服と規定した後藤の論説の影響力は今日に至っても弱まっていない。

後藤の研究以降もこの種の服装を伴う女子像が近畿地方を中心に出土している。2は大阪府蕃上山古墳から出土した資料で、いわゆる意須比(以下便宜上いわゆるを省略する)を着用し、その上からゆるやかに帯を結んでいる。帯は巾の狭い平紐のような帯で、意須比を緊縛するのではなく、極めてゆるやかに、押さえる程度の用い方をしている。また、結目は正面の中心部にあり、2本の緒が垂直に下がっている。蕃上山古墳出土資料は、意須比の表現が極めて具体的で、胴部の上に粘土を貼り足して立体的に行われているため、着用の方法が手にとるようにわかる。意須比の上端は胸前に斜めに延び、左腰に廻り、再び背面を経て右肩の上でつながっている。いっぽう、右脇の部分は袋状とならず、表側と裏側に布地の下端部が示されている。以上のことから、意須比は2枚の三角形の布地の頂点同士を縫い付けるか結ぶかして、その部分を右肩にかづいて、左脇の部分で下端部を縫い付けて袋状にした簡略な衣服であろう。前述のゆるやかな帯は、何かの動作の拍子に、また、風を受けて右脇が開いてしまうのを押さえるためのものだったことがわかる。この資料は近畿地方でも初期の人物埴輪の代表的なもので、筆者の人物埴輪編年第1期(註5)に比定される。5世紀後半でも中葉に近い時期の製作である。

4は奈良県勢野茶白山古墳から出土した資料である。蕃上山古墳より約1世紀年代の下がる資料(人物埴輪編年第4期)であるが、意須比とゆるやかな帯の表現はまったく同一といってよいほどである。このことは大和や河内を中心とする近畿地方の中心地域では、女子の用いた祭服が不変であったことを示しており、極めて保守性の強いものであったことが窺い知れる。ところで、今までに紹介した3例はすべて肩のところに襷を着用した表現がある。これは和服を着用して作業をする

ときに今日でも用いられるものとなんらかわるところがない。1本の紐の両端を結ぶか縫い付けるかして輪にし、背中で交差させて両腕に通し、角袖の下端部を挟み込んで、邪魔にならないためにするものであろう。ところが、件の3体の着用する上着は腕にぴったりとした筒袖のような表現で共通しており、はたしてなんで襷を必要としたのか理解に苦しむ。袖口が長いためにたくし上げた可能性もなくはないが、折上げる方が容易である。このことからすると、襷は実用性より儀礼性の高い形式的な用いられ方をされた可能性も考えられる(註6)。

以上の3体は下半身の表現の無い半身像であったので脚を覆う着衣の様子がわからない。ところが、近年、近畿地方から女子像には珍しい全身像がいくつか出土している。

5は京都府塩谷5号墳出土の全身像である。上半身には意須比を着け、やはり前結びのゆるやかな帯を締めている。下半身は縦縞の線刻のある長い裳を着用している。その丈の長さから足が隠れている状態を示したと見てよいだろう。この縦縞はあるいは文様ではなく、襷を表現したものであったかも知れない。あの高松塚古墳の壁画に描かれた婦人図が想起されよう。

6は三重県常光坊谷4号墳出土資料であるが、台部の上の裾を大きく開いた形状は裳を示したものと見てよいだろう。この資料では意須比の左脇が開いており、忠実に表現したものであれば、着用法が異なっていた事になる。しかし、胸の位置に線刻で意須比の上端らしき表現があり、肩に至っていないことから製作工人が意須比を良く理解していなかった可能性が高い。この点では、5の資料でも意須比の左脇が開き、右脇が袋状に表現されており共通の問題が残る。共に人物埴輪編年第2期に比定され、5世紀後葉の製作である。

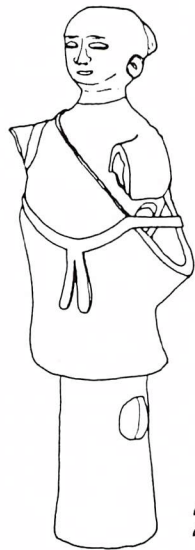
近畿地方より西側に目を転ずると、鳥根県常楽寺古墳からやはり意須比を着用した女子像(7)が出土している。この意須比は前身頃の部分がないばかりか、帯の表現も見られない。これが意須比の地域的な変容なのかどうか判断は難しいが、埴輪工人の習熟度に原因を帰した方が良いかも知れない。なお、大きく開いた裾は着衣の裾を示そうとしたものであろうが、ワンピーススタイルの丈の長い上着の裾を表現するものなのか裳を表現するものなのか定かではない。人物埴輪編年第4期、6世紀中葉の製作である。

九州にもやはり意須比らしきものを表現した女子像がある。8は福岡県立山山13号墳から出土した資料である。これも股間の部分が遺存していることから、貴重な全身像と見られる。問題の意須比風の衣服は胴体の両側に扁平な粘土板を貼り足して示されており、袋状を成さないことから意須比とみることには躊躇を覚える。刺突文のありかたから皮革製の鱗のようなものが上着の両脇に綴じつけられていたかのようなようである。なお、下半身は双脚となることから裳の着用は考えられず、短い裾が伴うか裸体となろう。人物埴輪編年第4期の作品である。同じ九州の資料では図は掲げなかったが、福岡県久留米市下馬場古墳出土の女子像の方が近畿地方の意須比の表現に近い。この場合、右肩から左脇にかけて簡単な布地を纏ったことがきちんと示されている。興味深いのは、これまた珍しい双脚像であることである。

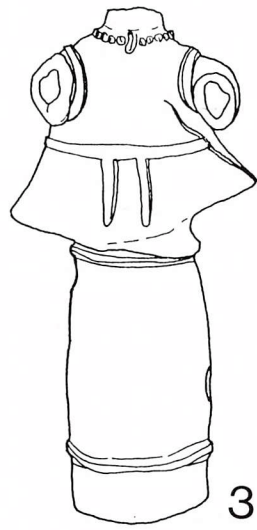
さて、関東地方では全国の人物埴輪の半数を上回る膨大な資料が知られているが、意須比を表現したものは存外少ない。その中であって、12の伝群馬県大泉町古海出土資料は近畿地方のものに近い意須比の表現が認められる。右肩から被った三角形の布地は左脇の下で袋状を成している。この



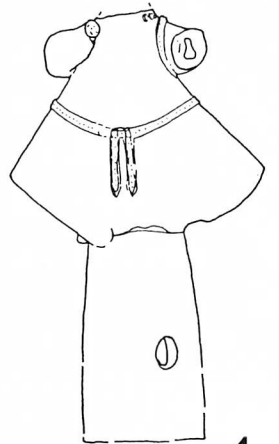
1



2



3



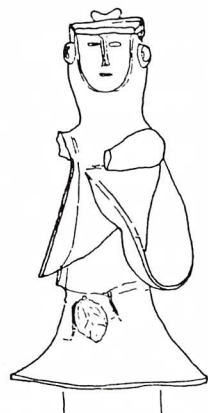
4



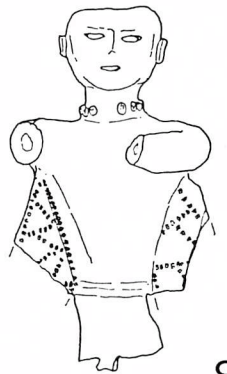
5



6



7



8



9



10



11

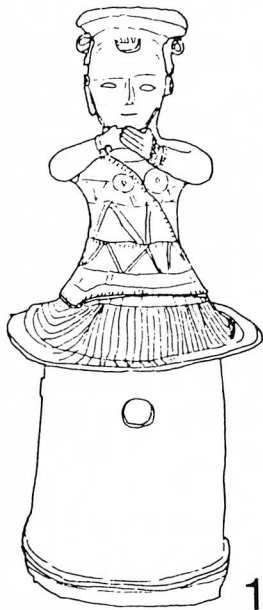


12

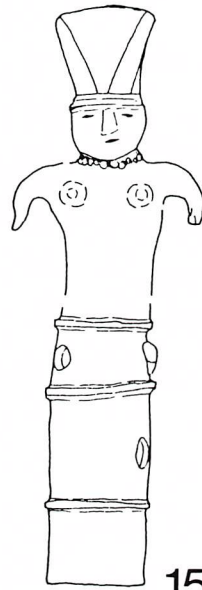
第1图 女子人物埴輪集成图(1)



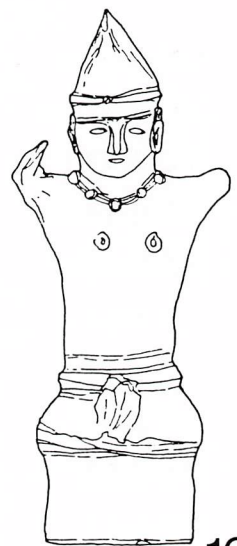
13



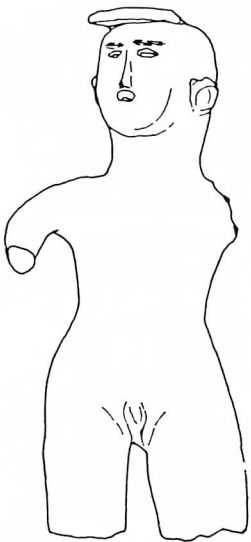
14



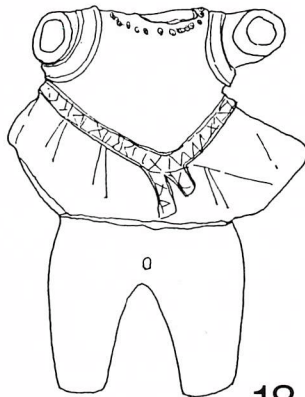
15



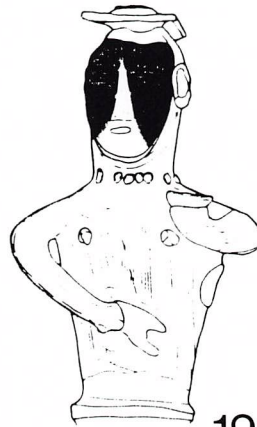
16



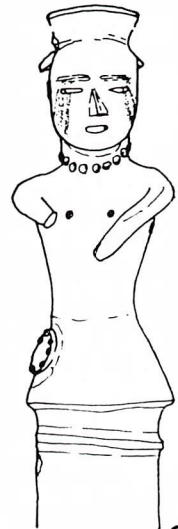
17



18



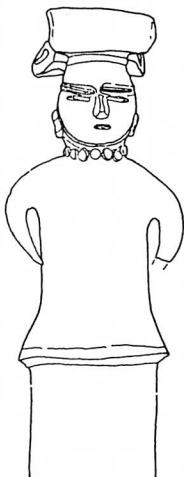
19



20



21



22



23

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 福島県天王壇古墳 | 13 宮城県台町103号墳 |
| 2 大阪府蕃上山古墳 | 14 群馬県綿貫観音山古墳 |
| 3 奈良県貝吹黄金山古墳 | 15 千葉県城山1号墳 |
| 4 奈良県勢野茶白山古墳 | 16 千葉県殿部田古墳 |
| 5 京都府塩谷5号墳 | 17 栃木県鶏塚古墳 |
| 6 三重県常光坊谷4号墳 | 18 大阪府豊中市野畑 |
| 7 島根県常楽寺古墳 | 19 千葉県竜角寺101号墳 |
| 8 福岡県立山山13号墳 | 20 埼玉県生出塚窯跡 |
| 9 群馬県塚廻り3号墳 | 21 千葉県山倉1号墳 |
| 10 群馬県上芝古墳 | 22 埼玉県小前田1号墳 |
| 11 石川県矢田野エヅリ古墳 | 23 群馬県権現山古墳 |
| 12 群馬県大泉町古海 | |

第2図 女子人物埴輪集成図(2)

資料は倚坐像で、下半身の表現を伴うが、脚部が露出するほどの裾の長さから、裳ではなく、ワンピース形の服を身に着けているとみられよう。ところで、この資料が近畿地方のものと明らかに異なるのは帯の表現である。幅の広い平帯であるばかりか意須比の下端部を完全に緊縛するような用いられ方を示している。この点は、左腰に袋と鈴鏡を下げた表現があることから、その重量に耐える帯の採用と着用法がなされたものと見てよいだろう。具象的な製作から人物埴輪編年第3期（5世紀末から6世紀前葉）に比定されよう。

これに後続する時期（人物埴輪編年第4期：6世紀中葉）の資料として9の群馬県塚廻り3号墳出土資料と10の群馬県上芝古墳出土資料を上げることができる。塚廻り3号墳出土資料は12とよく似た倚坐像であり、裾の短いワンピース形の衣服を着用し、幅の広い帯をきつく締め、そこから左腰に鈴鏡を下げる点も共通している。しかし、意須比の着用はなく、右肩から左腰にかけて駆伝選手の用いるようなタスキが懸けられている。古墳時代の巫女について検討した川西宏幸等はこれを爵位を表す綬に似ていることから綬状意須比と呼称した(註7)が、これは伊勢神宮の神官の用いる明巾とまったく同形態のものである。まさに意須比の基幹部を残し、他を省略したものといえよう。現在のところ近畿地方での出土を見ておらず、近畿地方の意須比が保守的であったことからすれば、関東地方で6世紀に出現し、盛行したものかもしれない。この明巾には赤色顔料で鋸歯文が描かれていることは無文の意須比から大きく脱皮したものであることを示していよう。同時に着衣そのものも腰から上が黒色、下が、白に塗りわけられており、裾は赤く縁取られている。このような着彩された衣服はこれまで見てきた西日本の女子像には無かったことである。もし、西日本の女子の着衣が祭祀にふさわしい清浄な白衣もしくは喪服に類する粗い生なりの生地 of 衣服を示しているとなれば、関東地方の女子は異なった衣服習慣を持っていたことになろう。

10の群馬県上芝古墳出土資料も同じく鋸歯文のある明巾を懸けているが、これには同じ意匠の帯状のものが組み合わされている。それには結び目の表現が無いので、あらかじめ縫い着けられたものであったかもしれない。今のところ類例の無い表現である。この女子像の着衣も円文の彩色が施されている。

ところで、関東地方の人物埴輪製作が最も高揚した6世紀後半には写実性の極めて高い堂々たる女子全身像が製作された。14の群馬県綿貫観音山古墳出土資料と23の群馬県伊勢崎市権現山古墳出土資料は、その代表例である。14は座像、23は立像という違いはあるが、ともに左衽の上着を着け、縦縞のある長い裳をはいている。上着の裾が示されているので、明らかにセパレートタイプの衣服の組み合わせといえる。そして、9や12のワンピーススタイルの着衣と大いに異なっているのは腰帯を用いていないことである。ワンピースからツーピースへの変化は関東地方ではこの頃に起こった可能性がある。14は鋸歯文、23は青海波文の文様のある筒袖の上着であるが、袖口は手首のところにあり、短いことが知られる。両者とも上着の上には、意須比や明巾を纏っていないが、このことをもって巫女埴輪と言えないのだろうか。換言すれば、祭事に関わる女子と見ることはできないのだろうか。この問いについては、その所作から探ってみなければなるまい。

(2) 女子像の所作について

特殊な祭服の着用をもって高橋健自や後藤守一が巫女と推測した埴輪は、はたしてどのような祭

祀行為を再現したものであろうか。動きを伴わない静止的な埴輪の所作から、それを読み取ることが可能であろうか。また、祭服を伴わぬ女子埴輪はまったく異なった役割が与えられていたのだろうか。筆者は女子埴輪個々の役割や性格を規定するためには、その所作の分析が極めて重要と考えており、いわゆる巫女埴輪の存立についてもこの検証を経た上で決するべきと信じる。

さて、前節で紹介した意須比を纏った近畿地方出土の女子埴輪の所作を観察して見ると、両手を前方に突き出したものの多いことが知られる。このうち手首の部分まで残存する6の常光坊谷4号墳の場合、両手で何かを捧げ持つ姿であることがわかる。残念ながら捧げられた器物は失われているが、それが何かを類推することは可能である。第3図7は和歌山県井辺八幡山古墳出土の両手で小壺を捧げ持つ部分破片である。指の表現が行われていないのでわかりにくいですが、手首の位置に手玉が示されており、それとわかる。また、図を掲げなかったが、大阪府大園古墳からは独立して焼成された埴形土器とそれを捧げ持つ人物埴輪の腕とが別々に出土している。これらの資料を補うと、意須比を纏った近畿地方の女子埴輪の中には壺を捧げ持つ姿に復原しうるものが相当数あると見られよう。おそらく、近畿地方では、人物埴輪出現期に近い2の蕃上山古墳から終焉期に近い4の茶臼山古墳まで壺を捧げ持つ女子埴輪が一貫して製作され続けたとみて誤りないだろう。また、同時にその表現様式は近畿地方においてひとつの様式として確立した感がある。

これらが神事における酒の供献行為を示していることを見ることは論を待たないであろう。古事記には天若比子のモガリに際して、喪屋を作り、岐佐理持、掃持、御食人、白女、哭女が八日間を徹して遊んだとある。また、令集解喪葬令には、遊部の名負いの由来が示され、殯宮に武器や酒食を持って供奉する氏であることが示されている。埋葬前の死者に対して、彼が活着しているかのごとく酒食を供することが古代日本の葬送儀礼の根幹を成していたと考えられるのである。このような儀礼の淵源は古代中国の殯にあり、礼記などによれば、人が死ぬと、まず招魂の呪術である復を行い、その後、家屋内の上座に収めて賓客のように遇したという。これを殯と称したが、この段階で手厚く酒食の供献がなされたのである。こうして一定の時間を経た後に、墳墓に埋葬することを葬と呼んだのである。我国のモガリが直接的に中国から受容したものとは言い切れないが、両者には強い共通性があるため、殯の字を借用してモガリとも読ませたのである(註8)。壺を捧げ持つ所作の女子埴輪は、まさにモガリにおける死者への酒の供献を再現したものであろう(註9)。

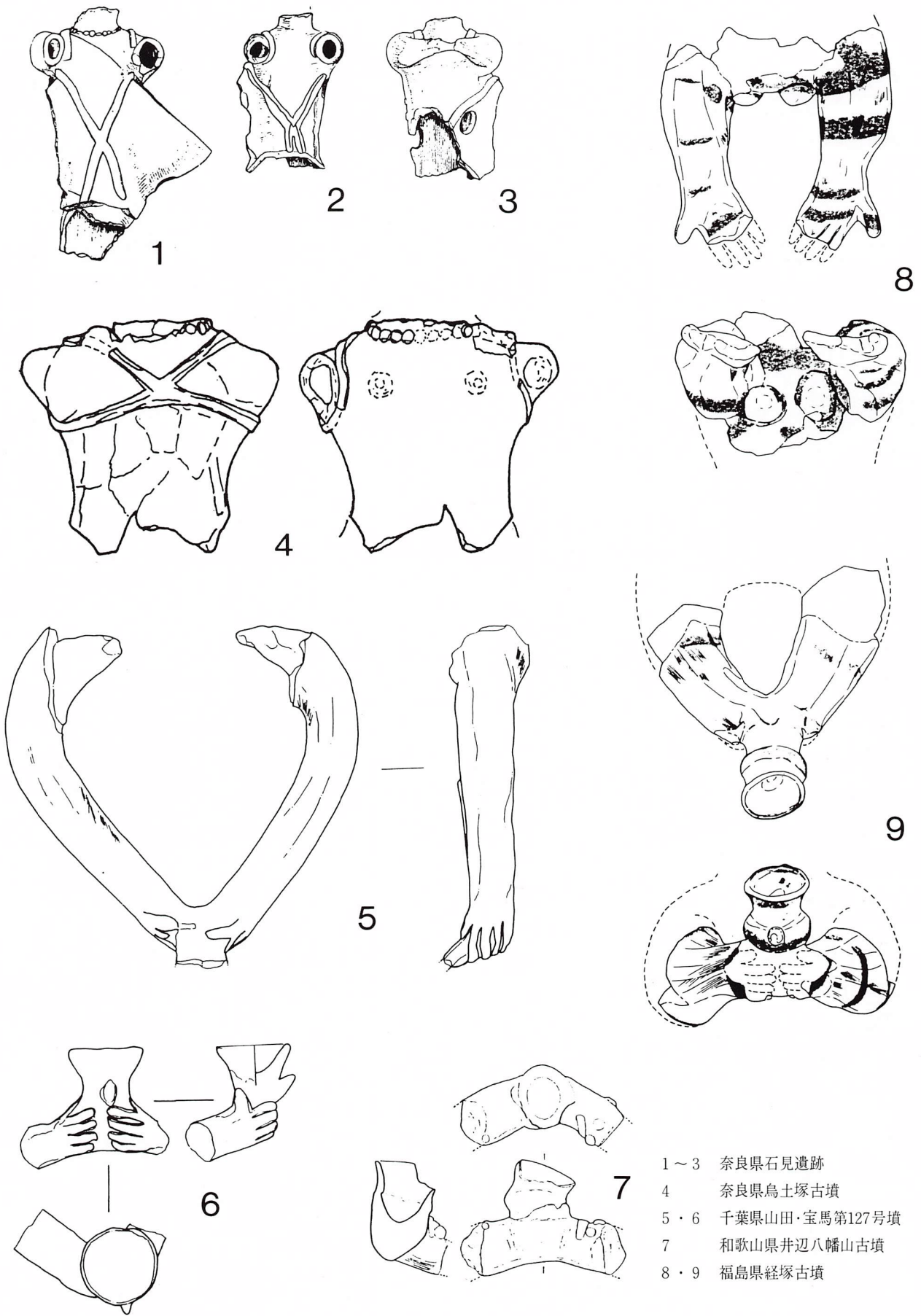
ここで、東日本の女子像を改めて見てみると、13の宮城県台町103号墳出土資料のように意須比も明巾も示されていない女子像のあることが問題となろう。應の注口を表現するなど、写実性の高い造形だけに祭服の表現が省略されたとは考えにくい。14の群馬県綿貫観音山古墳出土資料についても同じことが言えよう。東日本でも早くから意須比が受け入れられていたことは前述したとおりであり、最古の女子像である1の福島県天王壇古墳出土資料には右肩の部分に意須比らしき衣服表現が見て取れる。しかし、近畿地方と異なってこれらの着用は絶対条件とはならなかったようである。そして、6世紀後半の資料である20の埼玉県生田塚窯跡出土品には祭服の表現がなく鈴鏡の表現がある事実が代表するごとく、関東地方の女子象からは意須比と明巾はほぼ完全に消え去った。このことからすれば、意須比の有ることを根拠として巫女像を設定した研究法には見直しが迫られることとなる。筆者は前述したとおり、その所作の分析を重視し、九州から東北地方南部にまで広く

分布する壺を捧げ持つ女子像こそ巫女像の呼称がふさわしいと考える。それはモガリの本質のうち最も重要な酒食の供献を再現するものと見られるからである。なお、巫女の語は特定の神社付属の巫祝を示すものでももちろんなく、また奉仕型巫女、憑依型巫女の分類(註10)を待つまでもない。単に祭祀的儀礼の中心をになう特定の女性を指している。だから、シャーマン埴輪、巫覡埴輪と呼び変えても良いが、巫女の呼称が伝統的に用いられてきていることと簡便であることから従来通り巫女埴輪と呼んでよろしかろうと考える。不足があれば、酒壺を捧げ持つ巫女像と具体的に呼んでも構わないだろう。

ところで、近年出土の女子像のなかに献酒以外の巫女の祭祀行為を示す注目すべき資料がいくつかある。5の京都府塩谷5号墳出土例は両手で何かを握り持っている状態を示している。残念ながら、それは失われているが、他の資料から一つの類推が可能である。千葉県山田・宝馬第127号墳からは第3図に掲げたように、注口付きの甕を捧げ持つ手(6)とともに、両手で、板状の物体を捧げ持つ腕(5)が出土している。先端の部分を欠いているが、扁平で、ある程度の長さのある板と見られよう。これを斜め前方に立てた状態で捧げ持つ姿は、神官が笏を用いる姿と良く似ている。笏はもともと、古代中国で官人が儀式的折に、言上すべき文言を備忘のため内側にしたため、両手で捧げ持った品であった。それは木簡を直接もって読み上げていた伝統から生み出されたものであったろう。その笏が我国にもたらされたのは律令制度の導入と同時であったと考えられている。しかし、一方では、早くから巫祝が祭祀の具として、祝詞などを書き込んで用いていたことも十分に考えうる。今後の完形品の出土を期待して、笏を捧げ持つ巫女像の存在する可能性を提示しておきたい(註11)。

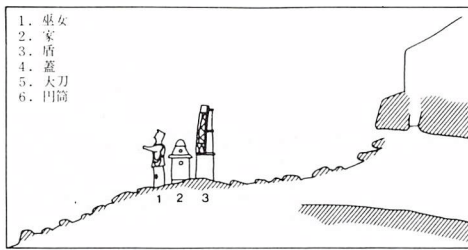
もう一方は柏手を打つ女子像の存在である。11の石川県矢田野エジリ古墳出土資料は両手を前方であわせる表現がなされている。もう1体同じ形態のものが出土しているが、それは両手がわずかに離れている。焼成時の焼け歪みの可能性もなくはないが、意図的な表現と見れば、静止的に合掌するのではなく、柏手を打っている状態を2体によって再現したとみても良いだろう。ところで、柏手を再現した人物埴輪として既に有名なものに群馬県綿貫観音山古墳出土の鈴付きの大帯を締めた男子像(第4図6)がある。この男子像は対面して酒を進めようとしている女子像に向かって手を合わせている。筆者は、旧唐書に記載された古代中国の礼拝方法に、かって空気を振動させて魔を払う方法があり、日本では尊者を敬うのにこれが行われているが、中国では廃れてしまったという説明などを参考にして、これを柏手を打つ男子と説いたことがある(註12)。今回の矢田野エジリ古墳の出土資料によって、柏手が男女の別なく祭祀の場で行われていた可能性が明らかとなったといえよう。

ここで埼玉瓦塚古墳出土の両手を突き出す女子像について再検討してみることにしたい。当該資料は小学生が前へ倣えをしているように、手の平が内側を向いている。ものを捧げもつのであれば、第3図8の福島県経塚古墳出土資料のように手の平は上に向くべきであり、なんの所作なのか判然としなかった。ところが、今回の柏手を打つ女子像の検討により、瓦塚古墳の女子像も柏手を打つ女子像の可能性が高まった。それは手を合わせる状態でなく、まさにこれから柏手を打たんとして両手を広げた状態を示した可能性が考えうるのではなかろうか。

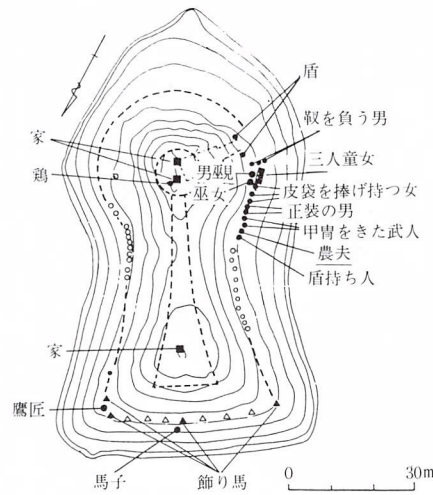


- 1~3 奈良県石見遺跡
 4 奈良県烏土塚古墳
 5・6 千葉県山田・宝馬第127号墳
 7 和歌山県井辺八幡山古墳
 8・9 福島県経塚古墳

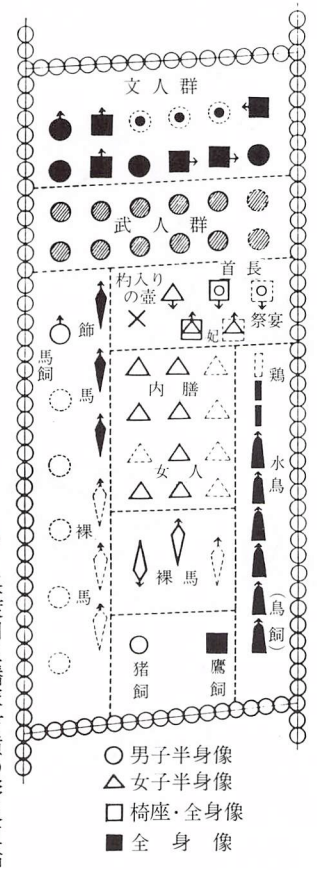
第3図 女子人物埴輪集成 (3)



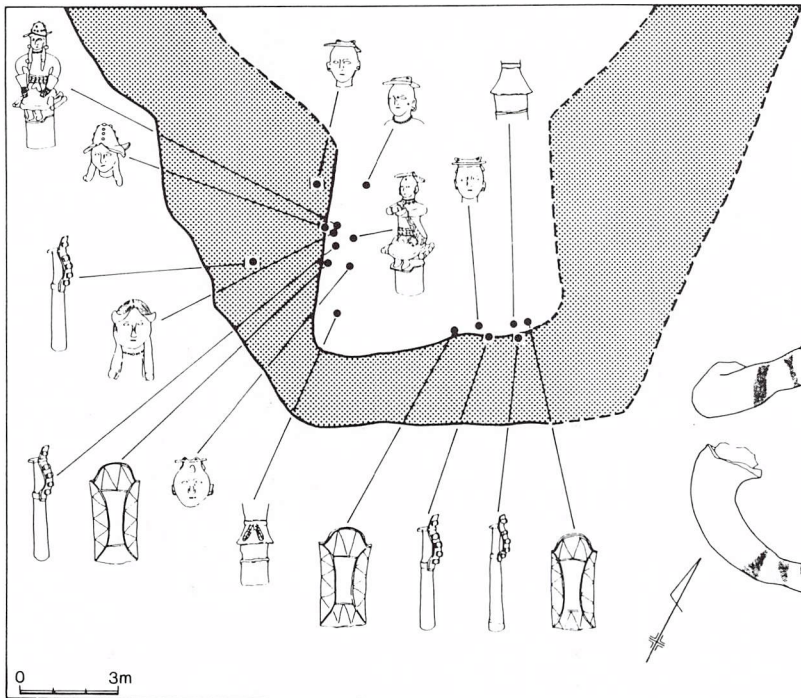
1 勢野茶臼山古墳形象埴輪配置復原図



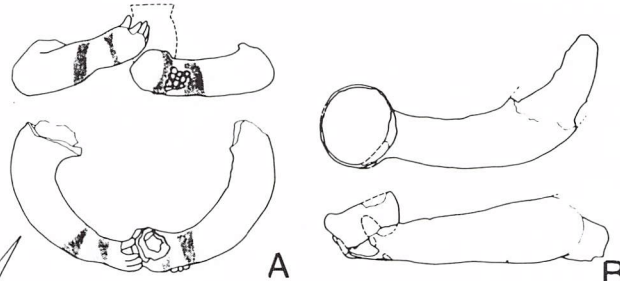
2 綿貫観音山古墳の埴輪配置図



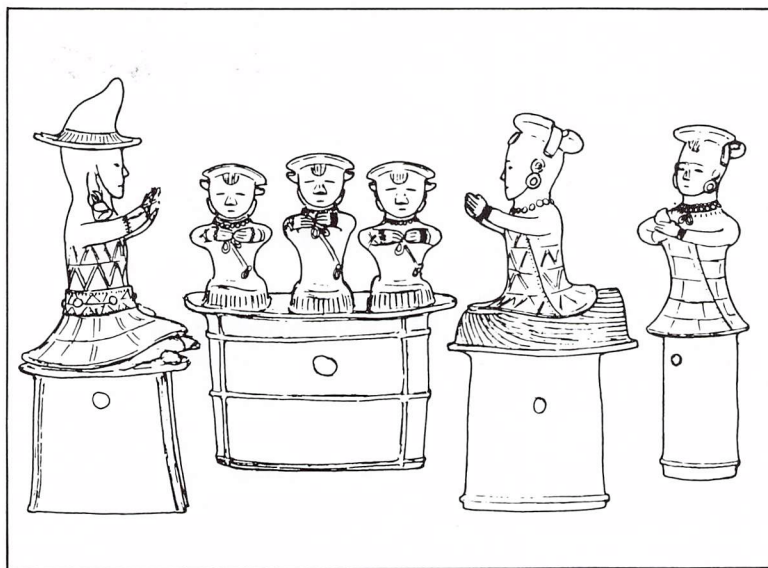
3 保渡田八幡塚古墳の形象埴輪配置復原図 (水野正好)



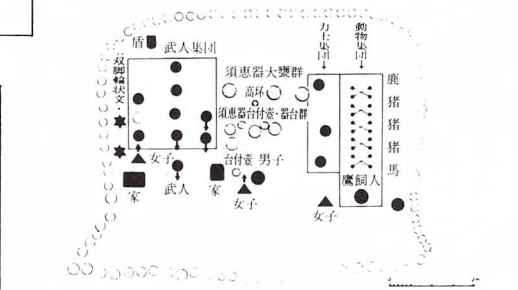
4 塚廻り3号墳形象埴輪出土位置図(『塚廻り古墳群』群馬県教育委員会をもとに作成)



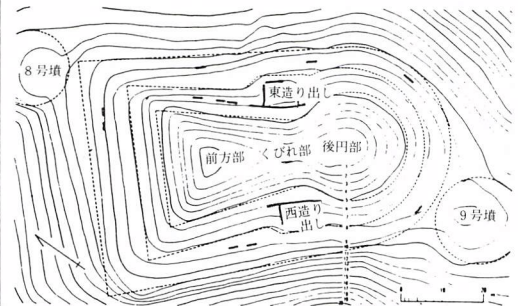
5 塚廻り3号墳出土の器をもつ人物埴輪の腕



6 綿貫観音山古墳の祭儀を執り行う人物群



▲東造り出し部



7 井辺八幡山古墳人物埴輪配列復原図

第4図 女子人物埴輪の配置

これまでのところを総括すると、巫女埴輪と云う女子像の代表格は酒壺を捧げ持つ女子像であり、このほか、柏手を打つものと笏を摂ると推定されるものが少数ながら認められることが明らかとなった。このことは古代の葬送儀礼の内容を具体的に示す極めて重要な事実であると共に、古墳時代後期には原始神道が既にその形式を整えつつあったことを示すものであり大変興味深い。

その他の女子像については16の千葉県殿部田古墳出土資料のように踊る所作を伴うものがあり、葬送儀礼のなかで歌舞音曲からなる魂振りの「アソビ」が実修されていたことを示している(註13)。これについては17の栃木県鶏塚古墳出土資料のように全裸の女子と男根を屹立させた男子像とが組み合されるものがあるので、再生の呪術として生殖行為のモドキが行われることもあったのであろう。また、18の大阪府豊中市野畑出土例のように意須比を付けた女子像にも陰部を露呈するものがあり、シャーマンの呪術的な行為とみうる。この資料では帯に注連縄が組み合わされており、注目される場所である。古事記の天照大神の籠りに対して天鈿女が行った呪術が想起されよう。

(3) 女子像の配置について

女子像のうち特に酒壺もしくは酒杯を捧げ持つ巫女像は一体誰にそれを進めているのか。筆者は既に死者に対する供献行為であることを明らかにしたが、先に触れた観音山古墳など群馬県のいくつかの例では男子像と対面する場合のあることが知られている。このことをもって、水野正好のように首長権継承儀礼の一場面と説く見解がある(註14)。しかし、第4図の4に示すように、塚廻り3号墳では完形品の座像は男女各1体であるものの、まったく同形の帽子をかぶる男子の頭部破片と酒壺を捧げ持つ腕(第4図5A)とが別に出土しているので、2組の男女が向き合って配置されていた可能性が高い。これと非常に良く似るのは第4図3に捧げた八幡塚古墳の例である。やはり2組の男女が向き合っているのである。このような事実は唯一人の首長が継承者としてクローズアップされる水野説には適応していないと考える。筆者はこれを死者との神人共食の場面を再現した希有の例とみている。また、これが死者に替わって物を食う尸(ものまさ)として後世語られた可能性がある。残念ながら、紙数の都合で詳述できないが、既に別稿(註15)で触れているので参照していただきたい。

(若松良一)

3 動物埴輪のあり方について

瓦塚古墳から出土した動物埴輪は、極めて残存状況が悪いが以下のように復原された。馬形埴輪6頭、犬形埴輪2頭、鹿形埴輪1頭、水鳥形埴輪2羽である。これらはすべて中堤西端のグループD群にまとまって存在するものである。この一群については前回の報告で、馬列からなるグループと、消極的ながら狩人の存在とそれに伴う犬、そして獲物としての鹿が復原されたことから、狩りの場のグループに大別された。ここでは動物埴輪を狩猟と馬列という大きな枠組みのなかで、それぞれの意義について述べていきたい。

狩猟儀礼としての猪と鹿(図5・6)

古墳において、形象埴輪群が狩猟の場を表現したものはそれ程多いものではなく、確実に狩人と犬(不明も含む)、獲物という構図を表現したと考えられるものは、群馬県群馬町保渡田二子山古墳中堤、同保渡田八幡塚古墳中堤、同保渡田Ⅶ遺跡、同赤堀町出土資料、千葉県横芝町殿塚古墳、

伝千葉県我孫子市付近出土資料、大阪府高槻市昼神車塚古墳、奈良県天理市荒蒔古墳、大阪府守口市梶2号墳などがあげられる。このうちすべての要素を確認し得たものは保渡田Ⅶ遺跡のみであり、保渡田二子山・八幡塚古墳・赤堀町資料は腰に猪を吊り下げた狩人、殿塚古墳・伝我孫子市資料は矢負いの猪、昼神車塚古墳は犬と猪の配置、荒蒔古墳は体を赤く塗った猪と犬との関係、梶2号墳は共伴した装飾付壺の肩の部分に、小像として形象埴輪と同様に犬が猪を追い立てる様子が描かれていることからの復原である。

狩人と犬、獲物という関係をすべて満たしていたのは保渡田Ⅶ遺跡の資料のみではあるが、腰に吊り下げた狩人の存在は、すなわち対象獣としての猪が埴輪として表現されていた可能性が高く、猪を最終的に捕らえる際には犬の存在が不可欠となろう。このことから、保渡田二子山・八幡塚古墳・赤堀町資料、さらには殿塚古墳・伝我孫子市資料に関しても狩人、犬、獲物というセットが本来は存在していたと考えられる。また、昼神車塚古墳、荒蒔古墳、梶2号墳に関しても今後整理作業が進めば、その端緒が得られる可能性は極めて高い。

上記の狩猟の場面を現したと考えた諸古墳において、狩猟の対象となる動物はすべて猪である。このように考えると、瓦塚古墳の狩猟対象獣として把握したのは鹿であり、上記の諸古墳とは様相を異にする。それでは、古墳時代における形象埴輪という葬送儀礼の場面を表現したものの中の狩猟儀礼の対象獣が、猪だけであったかということそうでもない。奈良県荒蒔古墳出土の太刀形埴輪の鞘の部分には、鹿とそれを射る人物とが描かれている。鹿と人物の大きさに比べ、弓矢とくに矢の表現は極めて大きく描かれており、矢自体を強調するためにデフォルメされたものと考えられる。太刀形埴輪という武人的性格を帯びる埴輪に、鹿狩りの様子を描くということに込められた意味は、猪を狩ることの意味とは厳密に分けられていた可能性が高い。荒蒔古墳からは体を赤く塗り込めた前足を踏ん張る猪と、それを追い立てる犬が出土していることから、猪を狩る場面は埴輪として現しているが、鹿を狩る場面は埴輪では表現しなかった。埴輪を墳丘上に樹立するという事は、外側から墳丘を望んだ場合の視覚的効果を狙ったものであり、それは埴輪として葬送儀礼を「永遠に」とどめようという意味を明確に表しているのである。京都府福知山市水内古墳から出土した円筒埴輪の底部に線刻された鹿狩りの様子も、埴輪として鹿を表現するのではなく、あえて円筒埴輪の底部に線刻を施したのであろう。

本来猪と鹿は、共に秋の収穫に際する害獣として排除しなければならない存在である。しかし、鹿は害獣としての存在よりも、聖なる獣としての存在が強く意識されていた。岡田精司氏は文献に頻繁にみられる鹿に関する伝承の中に、稲の育成と共にその姿を変える鹿に対して、稲作儀礼の一つとして鹿をとらえたものが存在することを指摘する(註16)。さらに、鹿はその鳴声を聞き、またその存在を見るといふ稲魂の増殖を願った稲作儀礼の対象であったことも指摘する。このことはすなわちタマフりに繋がり、埴輪にこめられた願いと考えることもできよう。熊本県竜北町野津出土の盾持ち人(註17)の盾に描かれた狩猟の様子も鹿狩りの様子を現したと解したい。

これらとは別にその配列からは単に埴輪を並べただけと思われる例も存在する。例えば千葉県成田市竜角寺101号墳から出土した形象埴輪群がそれである。竜角寺101号墳は中堤から内側に張り出す造出し部分に人物・馬・家形埴輪を複数列に配置し、そこから南側の中堤上に一列に人物埴輪を

伴わずに動物埴輪を配置した古墳である。出土状況はすべてに周溝に落ち込んでおり、その検出の様子から犬－猪－水鳥－犬－鹿の順に樹立されていたと考えられる。このことは狩猟の様子そのものを現したのではなく、竜角寺101号墳を築造した人々が暮らしている土地の豊饒さを示さんがために造形された、と考えられるのではなかろうか。このように考えると京都府八木町塚本古墳や同加悦町作山2号墳から出土した円筒埴輪に描かれた鹿、栃木県宇都宮市塚山西古墳の埴輪を転用したと考えられる埴輪棺に描かれた雄・雌それぞれ2頭などは、同様な意味をもっていたと考えられよう。

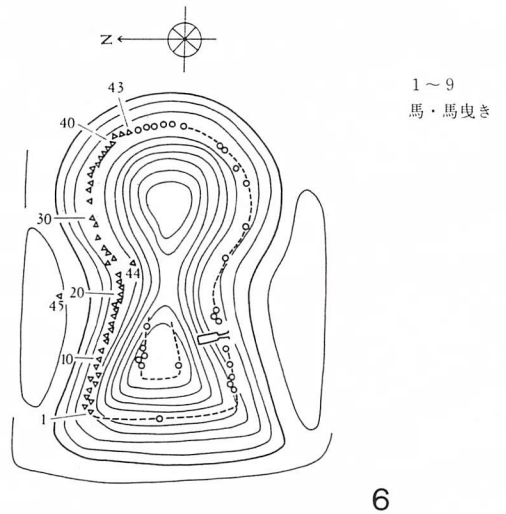
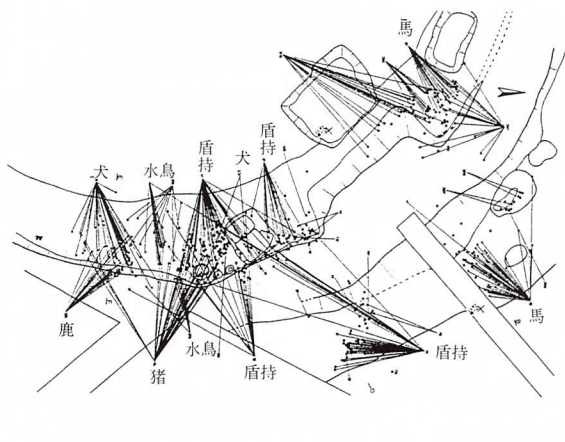
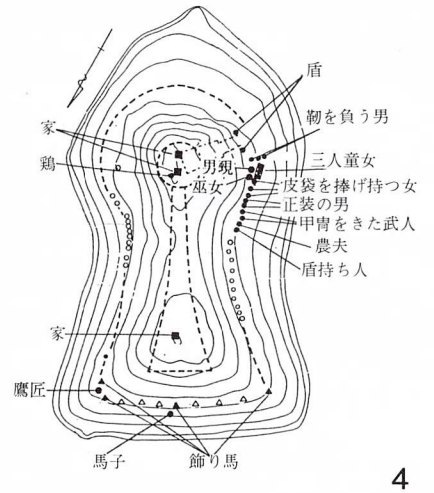
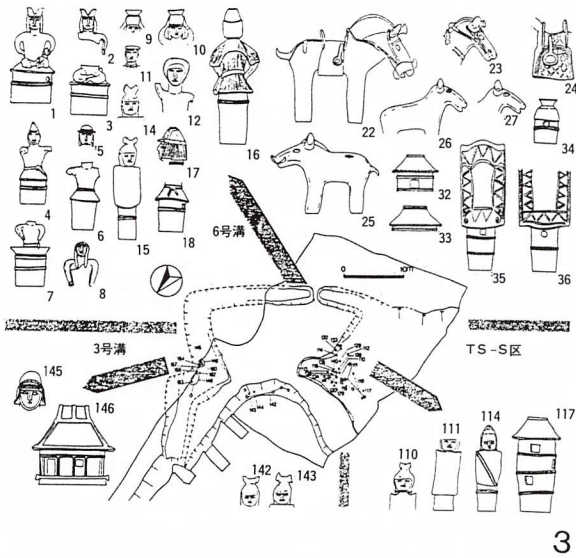
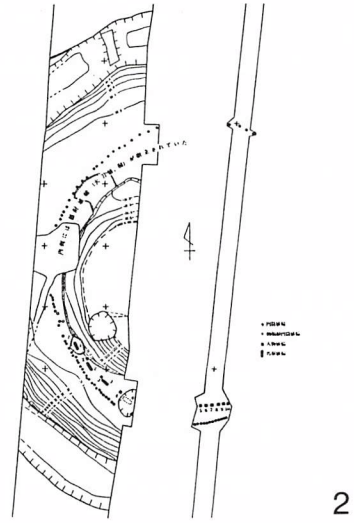
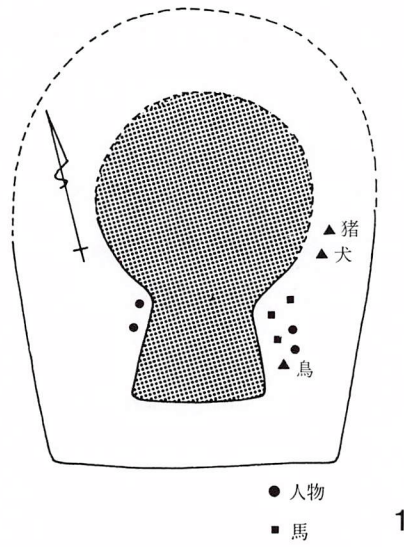
また、鹿形埴輪の造形の多くは、首を横にまげている姿態をとっている。鳥根県松江市平所埴輪窯跡から出土した鹿形埴輪は、ほとんど振り返った様子を示している。同様な資料は奈良県橿原市四条古墳、千葉県市原市御座目浅間神社古墳から出土した鹿形埴輪にも見られる。これは鹿という動物が、音に関して極めて敏感に反応するという特徴を現したものであろう。つまり鹿は未来を予測する動物であり、だからこそ鹿狩りを行いその血を確保し、角を用いた刀装具や皮革製品を作り、ひいてはその姿を墳丘にとどめるまでに至ったのであろう。

形象埴輪はすべての個体が有機的に関連することによって、群像としての意味をなす。瓦塚古墳の場合も人物埴輪と家形埴輪をもって歌舞音曲すなわちタマフリの様子を示していることから、狩猟儀礼の様子を示す場合には、猪ではなく鹿をその対象としたのであろう。

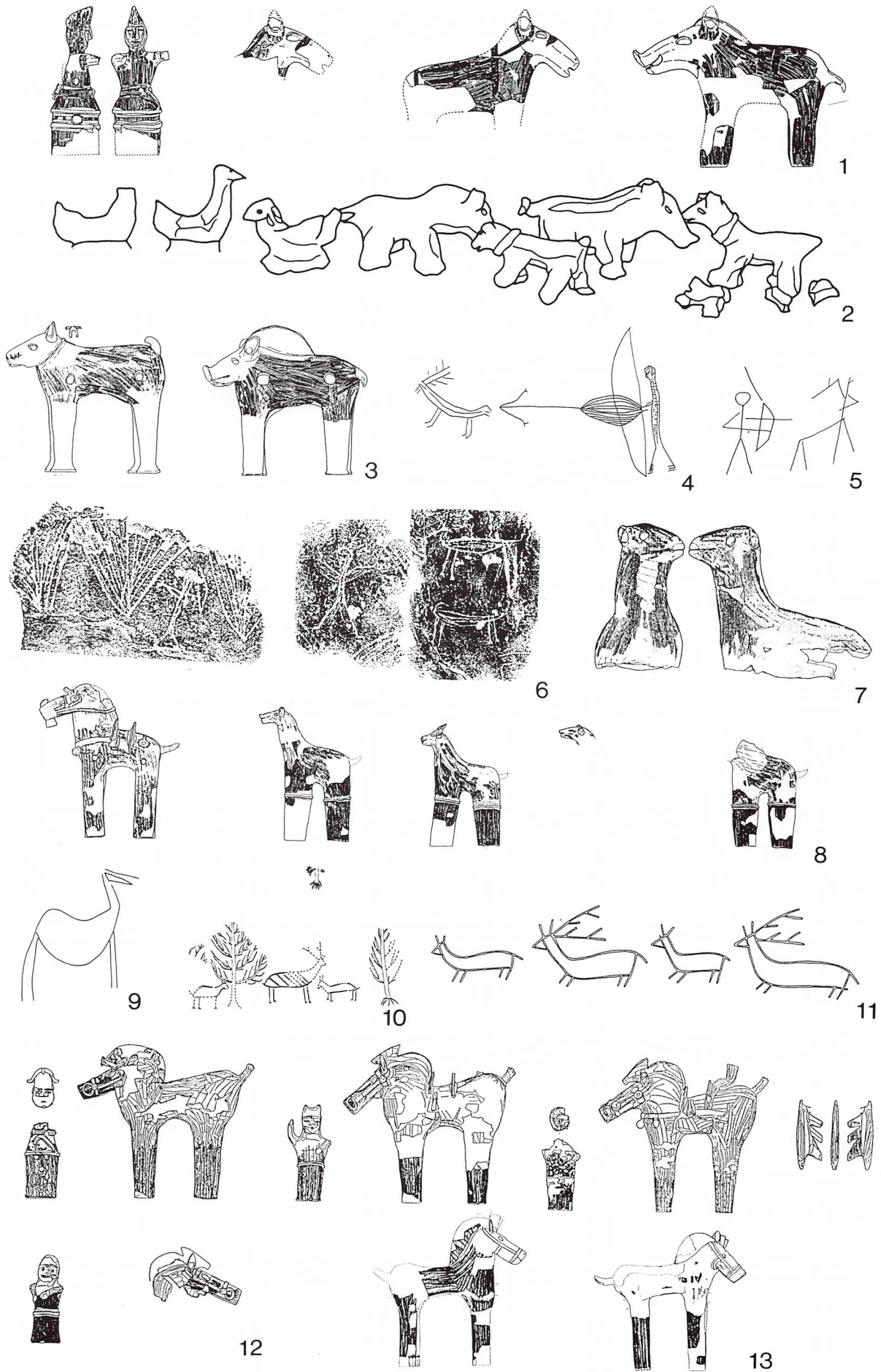
馬列のもつ意味（図5・6）

瓦塚古墳から出土した馬形埴輪は、すべて破片資料ではあるがその表現方法の違い、焼成・色調の違いなどから6頭の存在が指摘できた。これらの馬形埴輪はすべて飾馬であり、裸馬は一頭も存在しない。残存状況は極めて悪いが、いずれの馬にも馬曳きの人物が伴っていた可能性が高く、前述の動物の一群を挟むかのように人物埴輪群寄りに4頭、反対方向に2頭が復原された。一般に馬形埴輪は、人物埴輪の纏まりとは異なる所に配置されることが多く、瓦塚古墳の場合も同様である。それでは、人物埴輪群と場を異にする馬形埴輪にはどのような意義が存在するのであろうか。宮崎由利江氏は馬形埴輪の裸馬に関して、1.「飾馬」に対して飾られない馬、2. 飾る必要のない特別な意味を持つ馬、3. 犠牲獣として供される馬、という存在を想定した(註18)。1の飾馬にすることはできないが、儀式には参加させた馬として、裸馬を造形した可能性を考えている。この説明は当時の古墳に副葬される馬具の状況を考えた場合、葬送儀礼の中ですべての馬具を身につけた馬のみが儀式に参加したわけではなかろう、ということでも首肯されるものである。しかし、人物や動物、建物などを埴輪に表現する場合、多くの形象埴輪がその姿をデフォルメもしくは変形させているのにも関わらず、裸馬だけ忠実に表現したとは考えられない。裸馬には鞍や尻繫などの飾りを取り去らなければならなかった理由があるはずである。

2の特別な意味という規定は宮崎氏が述べる通り、供え物としての吉祥物であり、3との共通点が多い。3については桃崎氏が供犠という見地から詳細な検討を行っている(註19)。桃崎氏によれば馬具を伴う馬である場合も多くは轡のみを伴うものであり、一般の馬形埴輪のような杏葉や鈴をつけたものは限られるようである。桃崎氏の集成からは被葬者に馬を捧げる儀礼が広範囲に亘って存在していたことが窺われ、馬形埴輪にその意味を持たせた可能性も十分存在しよう。この場合、



第5図 動物埴輪の出土状況 1. 荒蒔古墳 2. 酒巻14号墳 3. 保渡田Ⅶ遺跡
4. 観音山古墳 5. 竜角寺101号墳 6. 姫塚古墳 (縮尺不同)



第6図 動物埴輪の類例 1.保渡田Ⅶ遺跡 2.梶2号墳(須恵器) 3.昼神車塚古墳 4.荒蒔古墳(線刻) 5.水内古墳(線刻)
 6.竜北町野津(線刻) 7.御座目浅間神社古墳 8.竜角寺101号墳 9.塚本古墳(線刻) 10.作山2号墳(線刻)
 11.塚山西古墳(線刻) 12.酒卷14号墳 13.生出塚窯跡一参考一 (縮尺不同)

実際に殉葬される馬が簡単な馬具のみの着装であることは、埴輪の裸馬が殉葬の意味をもっていた可能性もある。しかしながら、前述した猪形埴輪の場合は犠牲獣として狩猟の場を表現することで供献の意図を量ることができたが、馬形埴輪の場合には見極めることが困難である。桃崎氏が述べた馬頭のみ切断して供献したものや「食肉供献」については、馬の部位を形象化することで可能となるが、すべての馬形埴輪にそのような例は存在しないことから、形象埴輪群に表現された場面とは異なる場面の儀礼と考えられる。

一方で、斎藤国夫氏は埼玉県行田市酒巻14号墳に並べられた形象埴輪群を検討する中で、その馬形埴輪の着装と配列に注目した(註20)。酒巻14号墳の馬形埴輪は、墳丘西側の円筒埴輪の内側において一列に、頭絡のみの裸馬・馬1一鞍を持つ飾馬・馬2一蛇行状鉄器を付けた飾馬・馬3一飾馬・馬4(詳細不明)の順番で並んでおり、それぞれに馬曳きの人物が伴っていた。注目されるのは馬形埴輪が四者四様の形態をとると共に、それを曳く人物もまた四者四様であることである。人物埴輪は、馬形埴輪の表現が裸馬から飾馬へと次第に飾られていく動きとは連動せず、かろうじて馬3と馬4に対応する馬曳きの人物が、同じ目の割り貫き方であるという共通点が見出せるだけである。斎藤氏は馬形埴輪のこの変化に対して、以下のような仮説を提示している。それは裸馬から飾馬という変化が、馬の一生を表しているのではないかという説である。若駒としての裸馬、成長し鞍を乗せた馬、蛇行状鉄器をつけた軍馬、そして最後の馬が死を表現しており、馬曳きの人物が口を曲げ、手綱を曳くはずの右手を上げていないのは、そのためであると考えた。仮にそのような時間の推移を埴輪で表現したものであるとするならば、それは一定時間に執り行なわれた何らかの場の再現ではない可能性もあり、埴輪祭祀の意味そのものにも関係してくることである。

いずれにせよ馬形埴輪を考える場合、その配列の中でどのような位置にあり、どのような順番で並んでいたのかを考える必要がある。配列が明確に分かったものでいうと、概ね列の先頭に並ぶものと列の最後もしくは後方のグループに存在するようである。もちろん市毛勲氏の述べる「隊配列」(註21)の中に組み込まれる場合もある。瓦塚古墳の場合は後方のグループに存在し、前方の人物埴輪や家などのグループとは空白地帯を置いて配列されていた。このことは明確に人物埴輪などによって表現された場とは異なる意味を持たせていたと考えられ、群馬県高崎市観音山古墳の例も同様に解することができよう。瓦塚古墳の場合、人物埴輪群が歌舞音曲集団を中心とするタフマリの儀礼を表現したものであるとするならば、馬形埴輪は被葬者が再びきらびやかな馬具につつまれた馬に騎乗することを願ったのか、もしくは生まれかわった時にはそのような飾馬に騎乗してほしいという願いを込めたものと考えられるのではなかろうか。(日 高 慎)

4 武人像・盾持人について

瓦塚古墳から出土した武人像・盾持人は前者が6体、後者が1体検出された。その出土状態から復原される配置は、それぞれが極めて特徴的な様相を示している。ここでは武人像と盾持人に分け、それぞれの意義について述べていきたい。

武人像の持つ意義(図7・8)

瓦塚古墳における武人像は、A・C群に復原されたグループの最前列に位置している。この内A

群は3体の女子を前面で守るような位置に存在し、C群は盾形埴輪と共に1棟の寄棟の家形埴輪を厳重に守る様相を呈する。武人像の存在しないB群は盾形埴輪と太刀形埴輪それぞれ3体ずつで3棟の家形埴輪（舞台・寄棟・入母屋）と弾琴を含む9体の人物埴輪の前面に置かれていた。これらの様相から瓦塚古墳の場合、武人像は盾形埴輪や太刀形埴輪などと同様に、背後に位置する最も重要な中心的存在（場面）を警護するという意味があったのであろう。

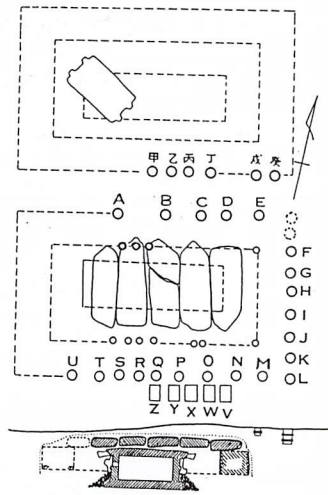
形象埴輪の中でその中心となる存在を前面において警護するという形態は、人物埴輪出現前の段階にも見受けられるものであり、例えば奈良県御所市室宮山古墳においては、竪穴式石室の上部に家・蓋などを配し、その周囲を方形埴輪列として円筒埴輪で囲み、その外部に北列が甲冑形埴輪、東側が盾形埴輪、南側が鞞形埴輪と盾形埴輪、西側は不明という方形に埴輪を配置している。さらに、南側列の外には5棟の家形埴輪を配置していた。同様な例は、京都府宇治市庵寺山古墳における復原された墳頂部埴輪列の様相にも見受けられる(註22)。これらの場合、家などの中心となる存在の周囲には甲冑・盾・鞞などの武力を象徴する形象埴輪が並べられるところに意味があろう。この様相は、まさに瓦塚古墳での中心となる存在を、前面で警護する武人・太刀・盾に通じると考えられる。

さらに、瓦塚古墳の武人像には短甲着用の武人が含まれている。瓦塚古墳は6世紀中葉頃に位置付けられる古墳であり、すでに鉄製短甲を古墳に副葬するという伝統がなくなり、挂甲がその中心に移行している時期である。短甲は横矧板鋌留を造形したと考えられるが、すでに実物とはかけ離れた形状であり、実物を見ることなく記憶もしくは伝え聞きによって作られたのであろう。しかし、埴輪として造形したものは挂甲着用の武人像ではなく、短甲着用の武人像でなくてはならなかった。このことは短甲着用の武人像が単なる人物埴輪としての武人ではなく、甲冑を表現せんがために作られたものであるといえる。つまり、前代の甲冑形埴輪に共通する意味を持たせていたと考えられるのである。瓦塚古墳の武人像がすべて腕の短いものとなる可能性が高く、抜刀スタイルにならない所以もそこにあるのである。

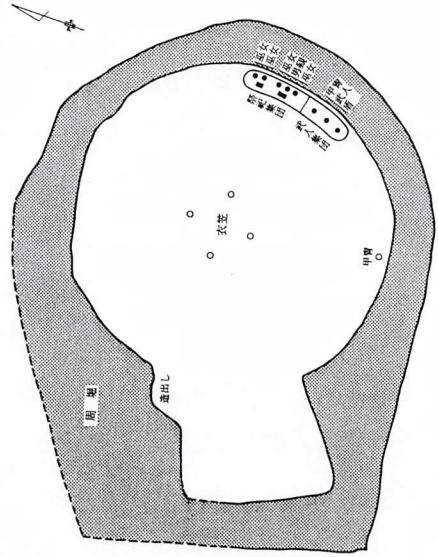
以上のことから瓦塚古墳における武人像は、すべて盾や太刀などと同様の甲冑としての武人埴輪である。これは、大阪府大阪市長原45号墳や同藤井寺市蕃上山古墳などから出土した甲冑形埴輪と同様な、中心的存在を警護する意味があったと推察される。

盾持人の持つ意義（図7・8）

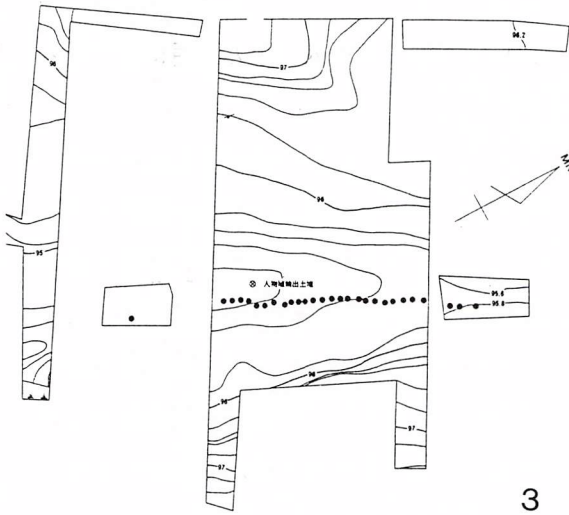
瓦塚古墳からは中堤上の形象埴輪群から約4m離れたところで、盾持人が1体出土している。同様な例は、茨城県玉里村舟塚古墳における、西側周堤上と墳丘東側の中段埴輪列よりやや上で検出された各1体と、奈良県桜井市珠城山3号墳における、最下段円筒埴輪列の内側から検出された1体があげられる。後者は墳丘がすでに削平されており、埴輪列の状況などの詳細は不明であるが、1体だけ隔絶して存在していることは舟塚古墳に共通する。ここで重要なことは、武人像の項で述べた通り、盾形埴輪との共通性を盾持人埴輪に求められる点である。石塚久則氏は群馬県太田市塚廻り1号墳に代表される頭部差し込み式の盾持人埴輪の出現契機との関連で、盾形埴輪→頭部差し込み式盾持人埴輪→一体づくり盾持人埴輪という変遷を考え、人物埴輪の出現に影響されて盾形埴輪に頭部を創出させたと解釈した(註23)。さらに高橋工氏は奈良県室宮山古墳出土の衝角付冑形埴



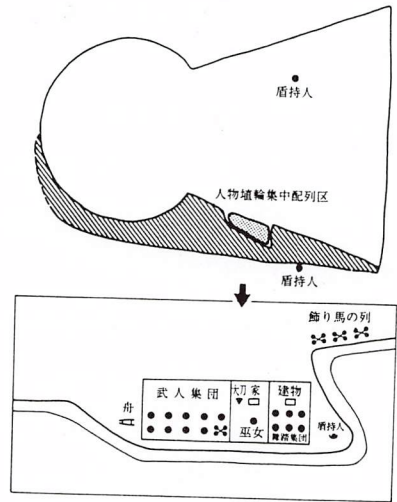
1



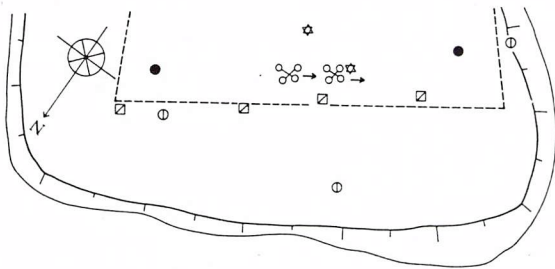
2



3

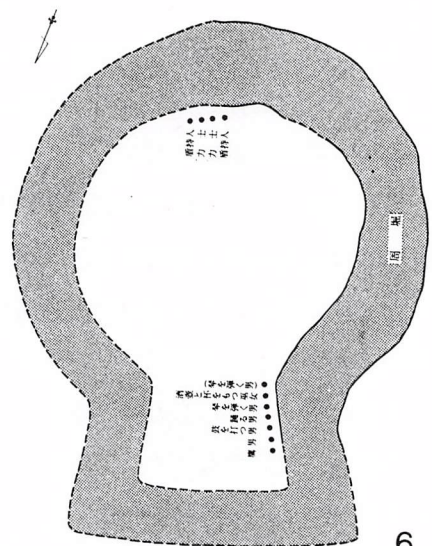


4



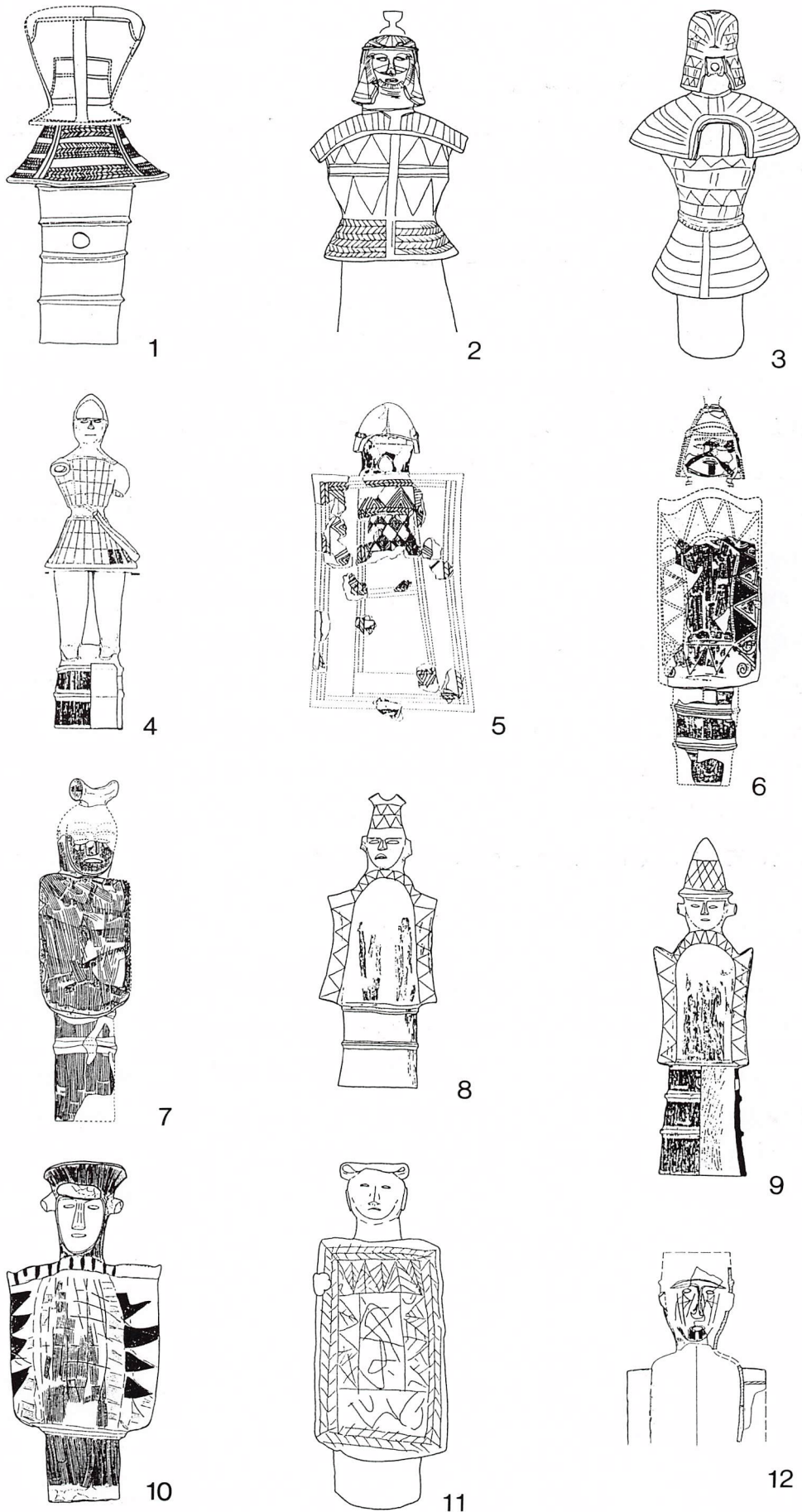
- 靱
- ⊙ 大刀
- ☐ 盾を持つ男子
- ♀ 女子頭部
- ⊗ 馬

5



6

第7図 武人・盾持人の出土状況 1.室宮山古墳 2.蕃上山古墳 3.珠城山3号墳
4.舟塚古墳 5.塚廻り1号墳 6.原山1号墳(縮尺不同)



第8図 武人像・盾持人の類例 1.高廻り1号墳 2.長原45号墳 3.蕃上山古墳 4.舟塚古墳
 5.高廻り2号墳 6.保渡田Ⅶ遺跡(復原) 7.保渡田Ⅶ遺跡 8・9.舟塚古墳
 10.竜角寺101号墳 11.原山1号墳 12.珠城山3号墳(縮尺不同)

輪が、その出土状況からも盾形埴輪の上に差し込まれていた可能性を指摘し、同時に大阪府大阪市高廻り2号墳の盾形埴輪についても同様な復原を行っている(註24)。そして、関東地方で盛行した盾持人埴輪の思想的な源流を胃を冠した盾形埴輪に求め得る可能性を指摘している。しかしながら、その変遷には型式学的な隔たりが大きいことも述べている。

そこで注目されるのが、群馬県保渡田Ⅶ遺跡の突出遺構における盾持人と盾持武人の出土状況である(註25)。盾持武人は同遺構における形象埴輪の中心である6号溝と唯一の家形埴輪を出土した3号溝から出土しており、盾持人はすべての溝から出土しているが、特にT S - N区では他からの流入と思われる犬形埴輪の頭部破片の他には盾持人2体のみが出土している。つまり、保渡田Ⅶ遺跡が形成された5世紀末葉頃を境にして、関東地方で胃を伴わない盾持人が創出され、それは形象埴輪の中心とは別の位置にも立てられるようになったのではなかろうか。福島県泉崎村原山1号墳や千葉県竜角寺101号墳にみる盾持人の配置にも、その一端が窺える。もちろん盾持人は茨城県舟塚古墳のように、中心の埴輪群像の中に取り込まれる場合もあったはずである。

以上の様相を考え合わせると、瓦塚古墳における盾持人は盾持武人のような前代の盾形埴輪とは異なる意味を持ち合わせていたと思われる。このことは、盾形埴輪が中心となるB・C群の前面に配置されていたことから首肯される。これらのことから、瓦塚古墳や原山1号墳などにみられる盾持人は、背後を警護するというものではなく、古墳の正面観との関係でまず最初に目につく位置に配置される存在と考えられる。つまり、招かれざるものを盾持人によって中心の形象埴輪群に近付けないようにする効果を狙ったのであろう。だからこそ一際大きく造型する必要があったのであり、表情に笑いや怪異なる表情をしたものが多いのである。(日高 慎)

5. 結 論

瓦塚古墳の形象埴輪の整理とその究明を起点として、人物埴輪の意味を問う旅に出発した。まだ道程は長いですが、人物埴輪が総体として意味するところは日本古代の伝統的な葬送儀礼であるモガリとの視座を得た。この立場に立つと、巫女像も、歌舞音曲群像も、狩猟場面も無理なく一貫性を持って理解できると考えている。本稿で尽くせなかったことについては今後の責務となる。その過程で、若松と日高は異なった見解を持つに至ることも予想される。互いに精進を重ねることを誓いたいと思う。(若松 良一・日高 慎)

註

- 1 若松良一「人物・動物埴輪」『古墳時代の研究』第9巻 雄山閣出版 1992
- 2 若松良一「埴輪群像が語るもの」『はにわー秘められた古代の祭祀』 群馬県立歴史博物館 1993
- 3 高橋健自「埴輪及装身具」『考古学講座』 雄山閣 1931
- 4 後藤守一「所謂袈裟衣着用埴輪について」『考古学論叢』第3輯 1936
- 5 註1に同じ
- 6 ただし意須比の肩からの脱落を防ぐ機能も考えられなくはない。
- 7 川西宏幸・辻村純代「古墳時代の巫女」『博古研究』第2号 1991
- 8 若松良一「再生の祀りと人物埴輪—人物埴輪群像は殯を再現している—」『東アジアの古代文化』第72号 1992
- 9 註2に同じ
- 10 註7。この分類に従うなら、関東の巫女も酒壺を捧げ持つ類型は奉仕型巫女とすべきであろう。
- 11 埼玉県東松山市三千塚古墳群出土の椅子に腰掛け鏡を下げた巫女像（埼玉県立博物館寄託品）も観察の結果、壺ではなく、板状のものを捧げ持っていることが確認できた。
- 12 若松良一「古墳文化と埴輪」『関東の考古学』 学生社 1991
- 13 歌舞音曲群像の意味については『埼玉古墳群発掘調査報告書』第4集及び註8文献に詳しく述べているので参照していただきたい。
- 14 水野正好「埴輪の世界」『日本原始美術大系』 講談社 1977
- 15 註2に同じ
- 16 岡田精司「古代伝承の鹿—大王祭祀復元の試み—」「古代史論集」上巻 塙書房 1988
また、狩猟儀礼については以下の文献を参照した。
須藤宏「人物埴輪のもつ意味」『古代学研究』 126 1991
平林章仁「鹿と鳥の文化史」 白水社 1992
辰巳和弘「埴輪と絵画の古代学」 白水社 1992
- 17 同遺跡出土の盾持人に関しては、末永雅雄「埴輪読本」 雄山閣 1987 の180・181ページの図を参照した。
- 18 宮崎由利江「裸馬」の埴輪に関して『埼玉の考古学』 新人物往来社 1987
- 19 桃崎祐輔「古墳に伴う牛馬供犠の検討」『古文化談叢』31 1993
- 20 斎藤国夫「埼玉県行田市酒巻14号墳の埴輪配列について」『古代』87 1989
- 21 市毛勲「人物埴輪における隊と列の形成」『古代探叢』Ⅱ 早稲田大学出版部 1985
- 22 高橋美久二編『特別展 京都府のはにわ』 京都府立山城郷土資料館 1991 の8・9ページに掲載された想定復原図による。
- 23 石塚久則「塚廻り古墳」『群馬の古代を考えるシンポジウム 埴輪の時代』 上毛新聞社 1987
- 24 高橋工「第6節 盾形埴輪の検討」『長原遺跡発掘調査報告』Ⅳ 財団法人大阪市文化財協会 1991
- 25 若狭徹『保渡田Ⅶ遺跡』（群馬町埋蔵文化財報告 第27集）群馬町教育委員会 1990

図版引用文献

- ・秋山日出雄・網干善教『室大墓』 奈良県教育委員会 1959
- ・伊達宗泰『鳥土塚古墳』『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第27冊 1972
- ・伊達宗泰ほか『国史跡珠城山古墳群範囲確認調査報告書』 桜井市教育委員会 1993
- ・植木久ほか『長原・瓜破遺跡発掘調査報告』Ⅰ 財団法人大阪市文化財協会 1989
- ・高橋工ほか『長原遺跡発掘調査報告』Ⅳ 財団法人大阪市文化財協会 1991
- ・武部喜充ほか『山田・宝馬古墳群』 山武考古学研究所 1982
- ・大塚初重・小林三郎「茨城県・舟塚古墳 Ⅱ」『考古学集刊』4-4 1971
- ・常川秀夫ほか『塚山古墳群』 栃木県教育委員会 1979
- ・若狭徹『保渡田Ⅶ遺跡』 群馬町教育委員会 1990
- ・石塚久則『塚廻り古墳群』 群馬県教育委員会 1980
- ・塚田良道ほか『酒巻古墳群』 行田市教育委員会 1988
- ・山崎武『鴻巣市遺跡群』Ⅲ 鴻巣市教育委員会 1987
- ・萩野谷悟ほか『竜角寺古墳群第101号古墳発掘調査報告書』 千葉県文化財保護協会 1988
- ・浅利幸一ほか『御座目浅間神社古墳』 財団法人市原市文化財センター 1987
- ・高橋美久二『京都府のはにわ』 京都府立山城郷土資料館 1991
- ・千賀久『はにわの動物園』Ⅱ 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 1991
- ・平野進一ほか『はにわー秘められた古代の祭祀』 群馬県立歴史博物館 1993
- ・末永雅雄「磯城郡三宅村石見出土埴輪報告」『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第13冊 1935
- ・末永雅雄『はにわ読本』 雄山閣 1987
- ・森浩一ほか『井辺八幡山古墳』 同志社大学 1972
- ・吉田博行『経塚遺跡発掘調査報告書』 会津坂下町教育委員会 1992

・若松良一「人物・動物埴輪」『古墳時代の研究』9 雄山閣 1992

・若松良一『はにわ人の世界』 埼玉県立さきたま資料館 1988

追記

校正中に石川県小松市矢田野エジリ古墳出土の人物埴輪を熟覧する機会を得た。本文中で触れた両手の離れた巫女像は、右手の内側には叩き目がくっきり残り、左手の内側は丁寧になでられていて、剥離痕は認められなかった。このことから両手はもともと離して製作されたものと確認できた。両腕を貫通する三対の穴は、両手をわずかに離した状態の生乾きの腕を固定するために、棒を差し込んだ痕跡とみてよいであろう。